

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年4月15日

【報告者の名称】 株式会社 L e T e c h

【報告者の所在地】 大阪府大阪市北区堂山町3番3号

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市北区堂山町3番3号

【電話番号】 (06)6362 3355(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画本部長 松木 高茂

【縦覧に供する場所】 株式会社LeTech
(大阪府大阪市北区堂山町3番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社LeTechをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、住友林業株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注8) 本書中の記載において、本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」又は「第一回公開買付け」といいます。)及び公開買付者が第一回公開買付けの決済完了後に実施する予定の公開買付け(以下「第二回公開買付け」といいます。)を併せて「本両公開買付け」といいます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年3月31日付で公開買付者が提出した公開買付届出書(2025年4月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)にて予定として記載していたとおり、2025年4月14日付で、当社の親会社である株式会社エルティールと同社の完全親会社である合同会社エメラルド(以下「エメラルド」といいます。)との間の吸収合併の効力が発生し、存続会社であるエメラルドが対象者の親会社となりました。これにより、当社は、2025年4月14日付で、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。)第19条第2項第3号(親会社の異動)の規定に基づく臨時報告書を提出しました。

これに伴い、2025年3月31日付で提出いたしました意見表明報告書につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

- 2 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類
 - (2) A種種類株式
- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (2) 本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由
本両公開買付けの概要

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(2) A種種類株式

(訂正前)

< 前略 >

(注3) 本書提出日現在、当社はA種種類株式2,000株を発行しており、その全てを当社の第一位株主である株式会社エルティー(以下「エルティー」といいます。)が所有しておりますが、エルティー及びその完全親会社である合同会社エメラルド(以下「エメラルド」といい、エルティー及びエメラルドを個別に又は総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)は、本応募契約(下記「3 本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本両公開買付けの概要」にて定義します。)において、その所有するA種種類株式の全てについて、第一回公開買付け開始日の翌営業日に、普通株式対価の取得請求権を行使し、それにより交付されるA種種類株式転換後普通株式の全てを、その所有する当社株式とあわせて、第一回公開買付けに応募することを公開買付者との間で合意しているとのことです。本応募契約に基づき、第一回公開買付け開始日の翌営業日に普通株式対価の取得請求権を行使した場合にエルティーが交付を受けるA種種類株式転換後普通株式の数は、5,742,465株です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注3) 2025年3月31日時点において、当社はA種種類株式2,000株を発行しており、その全てを当社の第一位株主である株式会社エルティー(以下「エルティー」といいます。)が所有しておりますが、エルティー及びその完全親会社である合同会社エメラルド(以下「エメラルド」といい、エルティー及びエメラルドを個別に又は総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)は、本応募契約(下記「3 本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本両公開買付けの概要」にて定義します。)において、その所有するA種種類株式の全てについて、第一回公開買付け開始日の翌営業日に、普通株式対価の取得請求権を行使し、それにより交付されるA種種類株式転換後普通株式の全てを、その所有する当社株式とあわせて、第一回公開買付けに応募することを公開買付者との間で合意しているとのことです。本応募契約に基づき、第一回公開買付け開始日の翌営業日に普通株式対価の取得請求権を行使した場合にエルティーが交付を受けるA種種類株式転換後普通株式の数は、5,742,465株です。エルティーは、第一回公開買付け開始日の翌営業日である2025年4月1日付で、その所有するA種種類株式2,000株に係る普通株式対価の取得請求権を行使し、A種種類株式転換後普通株式5,742,465株を取得しております。その後、エルティーは、2025年4月14日を効力発生日とする本吸収合併(下記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本両公開買付けの概要」にて定義します。)により、かかるA種種類株式転換後普通株式5,742,465株をエメラルドに包括的に承継させております。

< 後略 >

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本両公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

(注4) エルティーは、第一回公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第一回公開買付期間」といいます。)中の2025年4月14日を効力発生日として、エルティーの完全親会社であるエメラルドを存続会社とする吸収合併(無対価合併。以下「本吸収合併」といいます。)を行う予定であり、本吸収合併により、効力発生日に、本応募合意株式及び本応募契約の当事者たる地位を含む一切の権利義務が包括的にエメラルドに承継される予定とのことです。また、エルティー及びエメラルドは、いずれも本応募契約の当事者として、本応募合意株式について本公開買付けに応募する義務を負っているとのことです。これらにより、本吸収合併の効力発生後も、本応募合意株主によって第一回公開買付けに本応募合意株式が応募されることとなりますので、本吸収合併が実施されることによる第一回公開買付けへの影響は特段生じないものと見込まれるとのことです。本吸収合併の詳細については、当社が2025年3月13日に公表した「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

< 中略 >

・ 第一回公開買付け(2025年3月31日～2025年5月14日(予定))

公開買付者は、本応募合意株式7,290,465株(所有割合：68.89%)を取得することを目的として、第一回公開買付価格を686円とし、第一回公開買付けを実施するとのことです。なお、下図におけるエルティーは、第一回公開買付期間中の2025年4月14日を効力発生日として、本吸収合併により、エルティーの本応募合意株式及び本応募契約の当事者たる地位を含む一切の権利義務をエメラルドに包括的に承継させる予定とのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注4) エルティーは、第一回公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第一回公開買付期間」といいます。)中の2025年4月14日を効力発生日として、エルティーの完全親会社であるエメラルドを存続会社とする吸収合併(無対価合併。以下「本吸収合併」といいます。)を行い、本吸収合併により、効力発生日に、本応募合意株式及び本応募契約の当事者たる地位を含む一切の権利義務が包括的にエメラルドに承継されたとのことです。また、エルティー及びエメラルドは、本応募契約の当事者として、本応募合意株式について本公開買付けに応募する義務を負っているとのことです。本吸収合併の詳細については、当社が2025年3月13日に公表した「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び2025年4月2日に公表した「親会社及びその他の関係会社の異動並びに「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の一部変更のお知らせ」をご参照ください。

< 中略 >

・ 第一回公開買付け(2025年3月31日～2025年5月14日(予定))

公開買付者は、本応募合意株式7,290,465株(所有割合：68.89%)を取得することを目的として、第一回公開買付価格を686円とし、第一回公開買付けを実施するとのことです。なお、下図におけるエルティーは、第一回公開買付期間中の2025年4月14日を効力発生日として、本吸収合併により、エルティーの本応募合意株式及び本応募契約の当事者たる地位を含む一切の権利義務をエメラルドに包括的に承継させたとのことです。

< 後略 >

以上